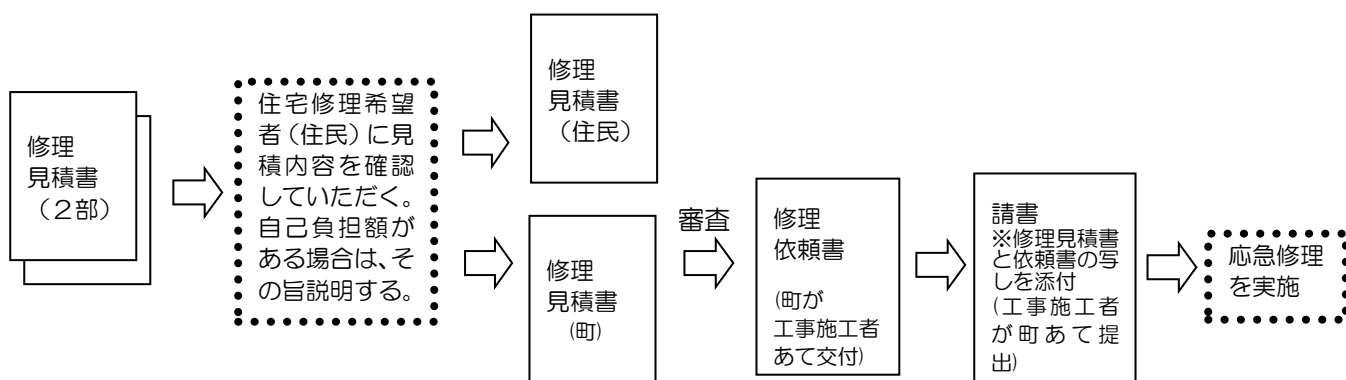


# ＜住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の皆さまへ＞

住宅の修理を希望する住民に対し、見積書の作成をお願いします。

## 1 応急修理見積書の作成・提出～修理の実施

- ① 見本を参考のうえ、修理見積書（様式第3号）を2部作成してください。様式データ（Excel）は、亘理町公式ホームページ（<http://www.town.watari.miyagi.jp/>）からダウンロードできます。その際、住民に見積り内容を説明し、見積書の下の欄に内容確認の記名をいただいでください。申込者から依頼があった場合には、「住宅応急修理見積書（総額用）」の記入もお願いします。
- ② 見積書は、1部を住民に交付し、もう1部は市町村の担当課に提出願います。
- ③ 町は、提出された修理見積書を審査し、工事をおこなう業者あてに修理依頼書を交付します。その後、修理見積書と修理依頼書の写しを添付のうえ請書（様式第6号）を町へ提出し、応急修理実施の旨を申請者へ連絡のうえ、工事を進めてください。完了報告時には工事前、工事中、工事後の写真が必要となりますので、忘れずに撮影願います。



### ＜応急修理の対象となる工事例＞

- ① 屋根・柱・床・外壁・基礎など
- ② ドア・窓などの外部に面する開口部
- ③ 上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④ 衛生設備

なお、修理を行う部位には、優先順位があります。①を最優先とし、④になるほど優先度が低くなります（裏面参照）。

## 2 工事完了後の手続き

工事完了後、工事完了報告書（様式第7号）を町に提出（※報告書には、①工事着手前、②施工中、③工事完了の写真添付が必要となりますので、工事写真の管理をよろしくお願いいたします。）し、その後、応急修理に要した費用を市町村に請求します。市町村では、審査を行った上で工事業者に費用を支払います。なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合がありますのでご了承ください。

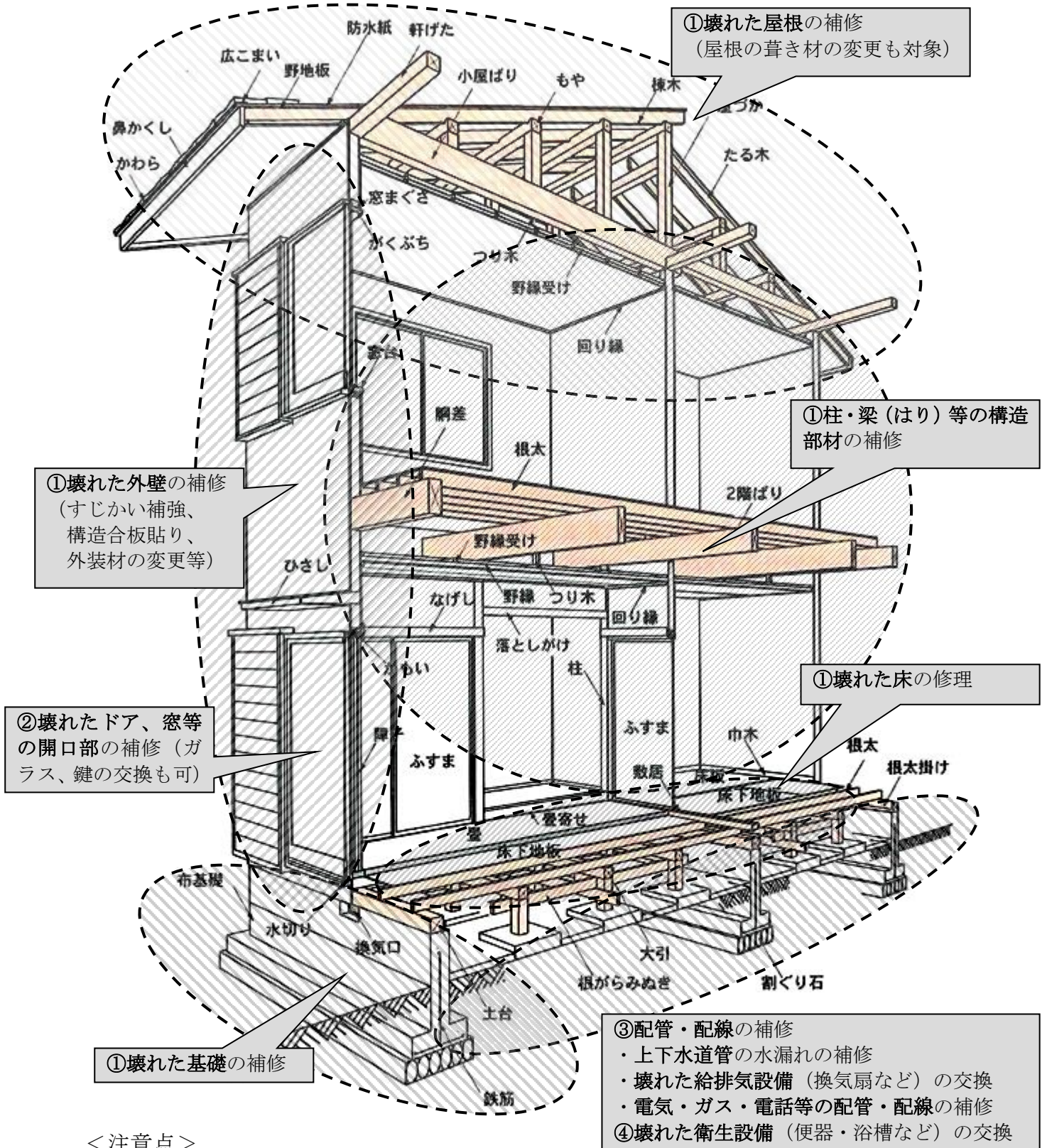
## 3 注意事項

- ・住民への見積り内容説明の際、住民負担分がある場合、その旨を住民に説明願います。応急修理制度対象分以外の代金については、直接住民に御請求願います。応急修理制度に係る工事代金の町への請求手続き方法については、お問い合わせください。

お問い合わせ先  
亘理町役場 福祉課 被災者支援班  
電話：0223-34-0548  
FAX：0223-34-1361  
E-mail：e-sien1@town.watari.miyagi.jp

# 住宅の応急修理対象範囲

(令和4年3月16日発生の福島県沖を震源とする地震による災害で被災した部位に限ります)



## < 注意点 >

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です(例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り対象です。家電製品は、対象外です。